

レイクタウン美季の杜自治会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、レイクタウン美季の杜自治会と称し(以下、「自治会」という。)、事務所はレイクタウン美季の杜集会所に置く。

(目 的)

第2条 自治会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し、併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 自治会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
- (2) 生活環境の改善に関すること。
- (3) 生活文化の向上に関すること。
- (4) 共同施設の利用、管理に関すること。
- (5) 防犯、防火、防災に関すること。
- (6) 同一目的を有する他団体との協力に関すること。
- (7) その他この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 自治会の会員は、レイクタウン美季の杜自治会の地域内に居住し、第19条に規定する会費を納入した者とする。

(資 格)

第5条 自治会へはレイクタウン美季の杜自治会の地域内に居住を始めた場合、原則加入とするが、強制することはできない。やむを得ない理由がある場合はその理由を添えて自治会宛に提出し、自治会で協議の上、判断する。また、加入の申し出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなったとき
- (2) 本人からの退会の意思が示されたとき

- (3) 本会の目的に照らして不当な行為があり、会員の請求により総会によって退会が決議されたとき

第3章 役員及び機関

(役員)

第6条 自治会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名、班長12名
尚、会長、副会長、会計、会計監査は班長12名の内から互選にて決定する。
- (2) 班長は、会内の班組織から1名ずつ選出する。尚、班組織はゴミステーション利用区画のグループ分けのとおりとする。

(役員任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は、自治会の会計を処理し、財産を管理するとともに会務に関する財政を担当する。
- 4 会計監査は、自治会の財産および会計業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 班長は、自治会の事業の企画、運営、執行の業務を分掌する

第4章 会議

(会議)

第9条 自治会の会議は、次の3種とし、前2者は会長が招集し、後者は班長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 班会議

(総会)

第10条 総会は、自治会の最高議決機関で、年に1回、6月に開催する。

- 2 次の場合には、臨時総会を開催することができる。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員から3分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を示して請求があったとき。

(総会の成立)

第11条 総会は、会員の過半数(委任状・議決権行使書を含む)の出席がなければ成立しない。

(総会の付議事項)

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定、変更に関する事。
- (2) 事業計画及び予算に関する事。
- (3) 事業報告及び決算に関する事。
- (4) 役員の承認に関する事。
- (5) その他、自治会の運営について重要な事項に関する事。

(議事の表決)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決議するところによる。

2 総会の決定事項は、すみやかに会員に周知するものとする。

(専決)

第14条 緊急を要するため総会を招集するいとまがないときは、役員会で専決することができる。

2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(役員会)

第15条 自治会の会務を執行するため、会長、副会長、会計をもって役員会を構成する。

2 役員会は、総会および班長会から委任された業務を執行し、総会に対して責任を負う。

3 役員会は必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(役員会の職務)

第16条 役員会は、自治会の運営にあたりとともに、次の事項について審議する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事。
- (2) 総会の招集および総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) 財産の取得または処分に関する事。
- (4) その他審議を必要とする重要な事項に関する事。

(班会議)

第 17 条 班会議は、班長が必要と認めたとき、もしくは会長の要請があったときに、班内の会員を招集する。

(部および委員会)

第 18 条 自治会に、必要に応じて部および委員会を設けることができる。

2 部は、事業または分担業務の執行の主体となり、委員会は役員会から委任された特定の業務について審議または推進する。

3 部長および委員長は、班長会から選出された班長を充てる。

4 部員および委員会の委員には、会員の中から会長が委嘱する。

第 5 章 会 計

(収 入)

第 19 条 自治会の運営に必要な費用は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費 1 区画当たり月額 300 円
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会費の徴収)

第 20 条 会費の徴収は、管理費と併せて管理組合法人の口座に引落とし、追って自治会口座へ移管するものとする。

(支出)

第 21 条 支出は、総会で議決された予算にもとづき会の目的に沿って行う。ただし、自治会連合会組織以外の自治会外の団体・組織等(以下、「外部団体等」という。)への補助金、会費、及び参加費等(以下、「補助金等」という。)の支出については、第 3 条を目的とし、自治会が参加する場合を除き原則禁止とする。

2 支出する際には次の通り取り扱う。

- (1) 役員会は、外部団体等より自治会へ補助金等の交付が申請された場合、外部団体等の代表者へ、事業計画書、収支予算書、その他総会が必要とする書類を提出させること。
- (2) 補助金等の交付の可否は、総会議案に付議をしたうえで決議を持って決定すること。総会内での付議はこれを認めない。

(会計年度)

第 22 条 自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(帳簿等の閲覧)

第 23 条 会員は、自治会の諸帳簿を閲覧する権利を有する。

2 会計簿等は、会員の要求があれば随時公開するものとする。

第 6 章 雑 則

第 24 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 6 月 6 日から施行する。

[改定履歴]

No	制定・改定の年月日	改 定 内 容
1	平成 29 年 4 月 1 日	制定
2	令和 2 年 6 月 28 日	第 19 条(1) 会費を 1 区画当たり月額 3 0 0 円へ変更
3	令和 3 年 6 月 6 日	・第 5 条 2 項を追加 ・第 19 条(1) 会費を 1 区画当たり月額 3 0 0 円へ変更 ・第 21 条 新設